

◎新潟県告示第926号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年8月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（3級水準測量、数値図化）
- 2 作業期間 令和6年6月20日から令和7年1月31日まで
- 3 作業地域 魚沼市根小屋、徳田 地内